附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

| | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| ⑭65歳を超えて働ける制度等（⑧・⑩・⑫欄に該当するものを除く。）の状況 | □イ　自社又は子会社等で会社の実情に応じ会社が必要と認める者等を65歳を超えて働ける制度を就業規則等に定めている<br>→（□(イ)該当する者を　　歳まで雇用　□(ロ)上限年齢を規定していない）<br>□ロ　上記イの制度を就業規則等に定めていない<br>→（□(イ)導入予定あり　□(ロ)検討中　□(ハ)65歳を超えて雇用する慣行がある　□(ニ)予定なし） | | | | | | | |
| ⑮常用労働者数（うち女性） | 総　数 | ～44歳 | 45～49歳 | 50～54歳 | 55～59歳 | 60～64歳 | 65～69歳 | 70歳～ |
| | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） |
| ⑯過去１年間の離職者の状況（うち女性） | 解雇等による45歳以上70歳未満の離職者数＿＿＿＿＿人（うち女性＿＿＿＿＿人）<br>うち求職活動支援書を作成した対象者数＿＿＿＿＿人（うち女性＿＿＿＿＿人） | | | | | | | |
| ⑰65歳まで働ける制度の過去１年間の適用状況 | (a)定年到達者の総数（(b)＋(c)＋(e)） | (b)定年退職者数（継続雇用を希望しない者等） | (c)継続雇用者数 | (d)うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数 | (e)定年退職者数（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者） | (f)65歳までの継続雇用の終了による離職者数等 | | |
| （うち女性） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | | |
| ⑱65歳を超えて働ける制度の過去１年間の適用状況 | (a)定年到達者等の総数（(b)＋(c)＋(f)＋(g)＋(h)） | (b)定年退職者数等（継続雇用を希望しない者等） | (c)継続雇用者数（継続雇用の更新を含む。） | (d)うち子会社等・関連会社等での継続雇用者数 | (e)うちその他の会社での継続雇用者数 | (f)定年退職者数等（継続雇用を希望したが継続雇用されなかった者等） | (g)業務委託契約締結制度を利用する者 | (h)社会貢献事業への従事制度を利用する者 | (i)65歳を超えて働ける制度の適用が終了した者の数 |
| （うち女性） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） |
| ⑲経過措置に基づく継続雇用の対象者に係る基準の過去１年間の適用状況（平成24年改正法の経過措置関係） | (a)基準を適用できる年齢に到達した者の総数（(b)＋(c)＋(d)） | (b)継続雇用終了者数等（継続雇用の更新を希望しない者等） | | | (c)基準に該当し引き続き継続雇用された者の数 | (d)継続雇用終了者数等（基準に該当しない者） | | |
| （うち女性） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | | | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | | |
| ⑳65歳を超えて働ける制度の対象者に係る基準の過去１年間の適用状況 | (a)基準を適用できる年齢に到達した者の総数（(b)＋(c)＋(d)） | (b)継続雇用等終了者数等（制度の適用を希望しない者） | | | (c)基準に該当し引き続き継続雇用等された者の数 | (d)継続雇用等終了者数等（基準に該当しない者） | | |
| （うち女性） | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | | | 人<br>（　人） | 人<br>（　人） | | |

| 高年齢者雇用等推進者 | 役職 | 氏名 | 記入担当者 | 所属及び役職 | 氏名 |
|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | |

※事業主は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）に基づき、毎年、高年齢者の雇用に関する状況等を報告しなければならないこととされています。（提出期限毎年７月15日）

(注) ⑧・⑩・⑫・⑰・⑱欄は、制度を就業規則等に定めており、対象者を限定する基準が具体的・客観的である場合のみ制度がある旨を記入してください。⑭欄は、65歳を超えて働ける制度がまったくない場合や、⑧・⑩・⑫・⑰・⑱欄と異なり、制度はあるが就業規則等に定めていない場合、あるいは、対象者を限定する基準が具体的・客観的ではない場合に記入してください（⑧欄が「定年なし」の場合、⑧・⑩・⑫欄の年齢欄のいずれかが70歳以上の場合又は⑩・⑫欄の年齢の規定がない場合は、⑭欄は記入しないでください。）。